

少年院における「プログラミングを通じた創造的問題解決力」の  
育成推進及び情報共有に関する覚書

ソニーマーケティング株式会社（以下「甲」という）、法務省矯正局（以下「乙」という）及び一般社団法人 Arc & Beyond（以下「丙」という）は、甲乙間で 2024 年 9 月 17 日付にて締結された「契約書」に基づいて甲により開発された「MESH」（以下「甲製品」という）を活用した、職業指導における職業生活設計指導科「情報活用能力育成指導」施策（以下「本施策」という）に関し、その教育効果を最大化し、広く社会に成果を還元するため、以下の通り覚書を締結する。

第 1 条（目的）

本覚書は、乙の管轄する少年院において実施される[本施策/「創造的問題解決力」や「論理的思考力」等の資質能力の育成に関する施策]について、その実施状況及び成果を甲乙丙間で定期的に共有し、より効果的な教育カリキュラムの検討・推進を図るとともに、その成果をまとめた「インパクトレポート」等を作成・公表し、本施策の社会的意義に関する認知を促進することを目的とする。

第 2 条（本施策の実施状況の共有）

- 乙は、本施策の継続的な改善及び前条の目的達成に資するため、以下の各号について甲及び丙に対して情報（以下「乙共有事項」という）の共有を行うものとする。なお、共有に当たっては、個人情報は一切含まないものとする。
  - 実施施設数（本施策が展開された施設の広がり）
  - 実施回数（授業・ワークショップ等の実践の積み上げ）
  - 受講者延べ人数（本施策による学習機会の提供規模）
  - その他、教育の質向上に資するグッドプラクティスや特記事項等
- 前項に基づく共有は、年 1 回（年度単位）とし、以下のスケジュールを目処に実施する。

なお、共有の方法は、電子メール又は書面（別紙様式又はそれに準ずる形式）によるものとし、その他詳細な運用は甲乙丙協議の上、決定する。

  - 対象期間： 毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間
  - 共有の期日： 同年 5 月末日まで

第 3 条（職員研修及び実践共有の推進）

- 乙は、本施策の質の維持・向上及び各施設における指導者の指導力向上を図る取組を進めるため、指導者等を対象とした会合を年 1 回程度開催するよう努めるものとする。
- 甲及び丙は、講師の派遣、最新の教材情報の提供、又はファシリテーション等を通じ、乙による前項の取組に関し必要な協力を行うものとする。

第 4 条（秘密保持）

1. 甲、乙及び丙は、本施策に関して他の当事者から秘密である旨表示の上で開示された技術上、営業上並びに業務上の情報（以下「秘密情報」という）を厳に秘密として保持し、秘密情報を開示した当事者（以下「開示者」という）の書面による事前の承諾を得ることなく、本覚書の履行目的以外には使用せず、また第三者に開示又は漏洩しない。なお、口頭での開示を受けた場合は、開示者から開示時点で秘密情報である旨を指定され、その開示後 30 日以内に当該秘密情報を記載した文書が秘密である旨の表示を付して開示者から秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」という）に提供されたときに限り、秘密情報として扱われるものとする。なお、乙共有事項については前記秘密である旨の表示の有無にかかわらず、乙の秘密情報とみなすものとする。
2. 開示された秘密情報が、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定は適用されないものとする。
  - ① 開示時点で既に公知である場合
  - ② 受領者の責によらず、開示後に公知となった場合
  - ③ 受領者が予め保有していた場合
  - ④ 受領者が第三者から守秘義務なしで適法に入手した場合
  - ⑤ 開示者の秘密情報とは無関係に受領者が独自に開発・知得した場合
3. 受領者は、開示者より指示がある場合は、開示者から受領した秘密情報及びその複製物を速やかに返却又は廃棄する。
4. 本条の規定については、本覚書の終了にかかわらず、その効力は消滅せず、本覚書の終了後 2 年間はなお引き続き有効に存続するものとする。
5. 本条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、甲、乙及び丙は、本覚書の目的を遂行するため、甲、乙又は丙以外に情報を開示する必要がある場合は、甲乙丙の協議により開示の可否を決定するものとする。

#### 第 5 条（情報の利用及び公表）

1. 甲及び丙は、乙共有事項について、第 1 条に定める目的の範囲内でのみ使用するものとする。
2. 甲及び丙は、乙共有事項を集計・分析し、本施策の成果として「インパクトレポート」等の形式で対外的に公表し、本施策の社会的価値の発信に努めるものとする。
3. 前項の公表に当たり、甲及び丙は事前に公表内容（原稿又はゲラ）を乙に提示し、事実確認及び承諾を得るものとする。
4. 本条第 1 項の定めにかかわらず、甲及び丙は、第 4 条に定める秘密保持義務を遵守することを条件として、乙共有事項を甲製品又は丙の製品及びこれに付随するサービスの開発のために無償にて利用することができるものとする。

#### 第 6 条（商標等の利用許諾）

乙は、本施策に関連して甲製品のロゴその他の商標等（以下「甲商標等」という）を利用する場合は、甲の事前の書面の承諾を得るものとする。なお、乙は、甲商標等の利用に当たっては、甲の指示、甲が

事前に提供したガイドライン及び甲の事前の要請に従うものとする。

#### 第7条（有効期間）

1. 本覚書の有効期間は、締結日より2年間とする。ただし、期間満了の1箇月前までにいずれかの当事者からも延長を希望しない旨の書面による申し出がないときは、本覚書は、同一条件で1年間更新するものとし、その後も同様とする。
2. 前項にかかわらず、第4条、第5条第4項、本条本項及び第8条の規定は、本覚書終了後も対象事項が存在する限り有効に存続するものとする。

#### 第8条（協議事項）

本覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙丙誠意をもって協議し解決するものとする。

[以下空白]

以上を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年3月31日

- (甲) 東京都港区港南一丁目7番1号  
ソニーマーケティング株式会社  
B2B ビジネス本部 統合戦略部門  
B2B ビジネス1部 統括部長

石川 洋人

- (乙) 東京都千代田区霞が関1-1-1  
法務省矯正局 局長

日笠 和秀

- (丙) 東京都港区港南一丁目7番1号  
一般社団法人 Arc & Beyond  
代表理事

石川 洋人

別紙

## 「MESH」活用プログラミング教育 実施状況報告書

### 1. 報告対象期間

年 度：        年度

### 2. 実施状況（集計値） 全国の少年院における合計値をご記入ください。

報告項目	数値	単位	備考・補足
① 実施施設数		施設	期間内に1回以上実施した施設数
② 総実施回数		回	各施設での授業・活動の合計回数
③ 総受講者数		名	※延べ人数をご明記ください  (例：延べ ○○名)

### 3. 特記事項・フィードバック（任意） 現場でのエピソード、教材へのご要望、生徒の変容など、定性的な情報がございましたらご記入ください。（インパクトレポート等で事例として紹介させていただく場合がございます。）

本報告書に記載された数値及び情報は、ソニーマーケティング(株)及び(一社)Arc & Beyondにて集計し、施策の改善及びインパクトレポート等の公表に使用させていただきます。個人の特定につながる情報は含めないようお願いいたします。